

「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、福井県南条郡南越前町及び滋賀県長浜市において、最大で出力 163,800kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

このような状況の中、風力発電所設置事業が環境影響評価法の対象事業となった趣旨を鑑みると、風力発電事業を行うに当たり、早い段階で事業の実施に伴う環境影響を把握することや、地域住民等の意見を聴いてその理解を得ることが、円滑な事業の実施において重要である。本事業の計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見では、鳥類、植物及び生態系への重大な影響並びに土地の改変に伴う自然環境に対する影響が懸念されることから、慎重かつ丁寧な環境影響評価として、適切な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて当該影響を回避又は極力低減することを求めている。

また、本事業の方法書に対する滋賀県知事意見においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているイヌワシ及びクマタカに対する重大な影響が懸念されることから、重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを検討するよう求めている。さらに、福井県知事意見においては、ブナ林の特定植物群落が存在するとともに、イヌワシやクマタカをはじめとした希少猛禽類の生息が確認されている自然環境が豊かな地域であることを踏まえて、重大な環境影響が回避または十分に低減できない場合には、対象事業実施区域の見直し及び風力発電設備の大幅な基数削減を含む事業計画の見直しを求めている。

対象事業実施区域及びその周辺は、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の結果や、当省において環境影響評価法施行規則（平成10年総理府令第37号）に基づき実施した学識経験を有する者からの意見聴取を踏まえると、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落）で特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠附近のブナ林」をはじめとした自然度の高いブナ群落、クマタカの採餌環境好適性及び営巣適地

得点の高いエリアが広く分布している。また、11 ペアのクマタカの生息が確認され、対象事業実施区域の概ね全域がクマタカのペアの行動圏と重複するような場所に位置している。なおかつ、これらクマタカの繁殖成功率も高く、生態系として非常に価値が高い環境である。このため、慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施の上、適切な環境配慮が必要不可欠である。

また、対象事業実施区域の一部には、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地が存在するほか、同区域及びその周辺では、これまでにスキー場の開発工事に伴い谷部やゲレンデ部から土砂が流出する状況が確認され、令和 4 年 8 月上旬の大雨では、造成された管理用道路等において斜面崩壊が確認されていることから、土地の改変に慎重を要する地域である。

しかしながら、準備書に対する審査を実施したところ、クマタカに対する営巣及び繁殖に係る影響や、風力発電設備への衝突及び移動の阻害による影響が避けられない可能性が高いことから、環境保全措置や事後調査の更なる検討が必要と判断される。また、自然度の高い植生等が存在する区域を改変することによる重要な群落への影響を十分に回避できているとする根拠が十分とは言えず、更なる調査及び検討が必要と判断されることから、本事業の実施に当たり、十分な環境配慮がなされているとは言いがたい。

また、対象事業実施区域が位置する地方公共団体は、本事業による林地開発に伴う土砂災害等に対し、「事業者による積極的な情報発信と十分な説明が不足している」としており、引き続き、丁寧な説明が必要となる。

上記を踏まえると、対象事業実施区域が位置する場所の重要性を理解した上で、十分な環境配慮がなされ、地域の理解を得た事業となるよう、抜本的な事業計画の見直しが必要である。その際、見直しに当たっては、専門家等からの助言を受け科学的に検討し、その経緯を公開する等、客観性及び透明性を確保することが必要である。

以上を踏まえ、環境への影響が最小限となるよう次の措置を適切に講じ、事業計画を適切に見直されたい。

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

関係地方公共団体等の関係機関の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者に対し、引き続き丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 専門家等の助言を踏まえた事業計画の見直し及び結果等の公開について

対象事業実施区域が位置する場所の重要性を理解した上で、十分な環境配慮がなされ、地域の理解を得た事業となるよう、抜本的な事業計画の見直しが必要である。また、見直しに当たっては、専門家等からの助言を受け科学的に検討し、その経緯を公開する等、客観性及び透明性を確保することが不可欠であ

る。

このことから、以下の措置を講ずることにより、客観性及び透明性を確保した上で、地域の理解を得ながら、事業を実施すること。

① 専門家等からの助言

種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカ等の希少猛禽類及び自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落)で特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠附近のブナ林」をはじめとした重要な植生について、それぞれ以下の観点から、助言を得ること。

ア クマタカ等の重要な鳥類について

2.(1)を踏まえた営巣及び繁殖並びに風力発電設備への衝突や移動阻害等に係る以下の事項に関する、複数の専門家等による検討会からの助言

(ア) 事業実施前

- ・ 事業計画の見直し及び環境保全措置の内容
- ・ 事後調査の具体的な実施内容 等

(イ) 事業実施後

- ・ 環境保全措置の実施状況
- ・ 事後調査の結果
- ・ それを踏まえた稼働調整を含む追加的な環境保全措置の計画 等

イ 重要な植生について

2.(2)を踏まえた改変を極力回避すべき範囲に関する、本地域の植生の知見を有する複数の専門家等からの助言

② 事業計画の見直し

ア クマタカ等の重要な鳥類について

既存の知見、1.(2)①の助言及び2.(1)を踏まえ、風力発電設備の設置の取り止めや配置の変更含む環境保全措置の検討を行うとともに、営巣地と高利用域内好適採食地の間の主要な飛翔ルート上の風力発電設備の設置を極力回避すること。

以上の事項に係る検討経緯及び検討結果について、1.(2)①において助言を求めた専門家等に報告すること。

イ 事後調査計画について

上記アの検討結果、1.(2)①の助言及び2.(1)を踏まえ、以下の事項に関するについて、本準備書における調査及び解析結果と比較するなど、適切な評価が行えるよう、調査期間、調査頻度、調査時期、調査方法及び調査結果の評価方法並びに評価結果を踏まえた環境保全措置等を具体化した事後調査計画を作成すること。

- ・ 営巣中心域、高利用域、高利用域内好適採食地等を含む行動圏の変化
- ・ 繁殖成功率の変化 等

ウ 重要な植生について

既存の知見、1.(2)①の助言及び2.(2)を踏まえ、風力発電設備の設置の取り止めや配置の変更を含む環境保全措置の検討を行うこと。

以上の事項に係る検討経緯及び検討結果について、1.(2)①において助言を求めた専門家等に報告すること。

エ 砂防指定地について

一部の風力発電設備が、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地内への配置が計画されている。砂防指定地内における風力発電設備について、砂防法の行為の許可基準に適合する設置計画とならない限りは、砂防指定地内への風力発電設備の設置を回避すること又は配置等の変更を含む事業計画の見直しを行うこと。

また、配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえるとともに、検討内容を、評価書において適切に記載すること。

オ 評価書への記載等について

上記ア～ウの検討経緯は、評価書において正確に分かりやすく記載すること。また、上記ア、ウ及びエを踏まえ、風力発電設備の基数や配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、事業計画の見直しの結果に応じて、騒音、風車の影その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討及び実施すること。

③ 検討過程等の公開

上記①及び②について、助言、検討過程及び見直し結果が明らかとなるよう関係地方公共団体及び関連行政機関に報告するとともに、その都度、かつ継続的に広く公開すること。

(3) 工事計画の見直しについて

対象事業実施区域及びその周辺において、これまでに土砂流出や斜面崩壊が確認された区域はあるが、そうした区域への風力発電設備の設置は回避した計画となっている。

他方、対象事業実施区域は、大部分が森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林、滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号）に基づく水源森林地域等に指定されており、一部が砂防法に基づく砂防指定地に指定されている。

このため、風車敷、道路等について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑えること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 事後調査について

ア 1.(3)イにおいて作成された事後調査計画を踏まえて、事後調査を適

切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(5) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業との累積的な影響に係る事後調査の結果について、他の事業者へ可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの11ペアによる営巣が確認されていることや本事業の対象事業実施区域の概ね全域がいずれかのクマタカのペアの行動圏と重複するような場所に立地していること、またクマタカの繁殖成功率が高い区域であることから、慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施することが必要である。

しかしながら、隣接する別ペアに対する示威行動又は侵入個体に対する防衛行動が高い頻度で確認されている位置にNo 6、No12、No14、No19、No21、No22、No28の風力発電設備を設置する計画としており、その他の風力発電設備と比べて風力発電設備への衝突が生じる可能性が高い。

また、Bペア及びJペアの営巣中心域の外縁付近に風力発電設備を6基設置する計画としており、両ペアとも多数のペアに行動圏の周囲を囲まれている中で、風力発電設備が設置されるに伴い、営巣中心域及び高利用域等の行動圏を縮小する可能性があることから、生息地放棄又は繁殖成績の低下といった営巣及び繁殖への重大な影響が懸念される。

加えて、対象事業実施区域の周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているイヌワシの飛翔が確認されるとともに、ハチクマ等の渡りの飛翔が確認されていることから、これらの鳥類への影響も懸念される。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア クマタカの営巣中心域における騒音を伴う簡易な作業を含む営巣期の工

事及び高利用域における風車敷、道路等の建設や大規模な森林伐採等の営巣期の工事を回避するよう検討を行い、工事の実施に当たっては、繁殖に係る事後調査の結果、既存の知見及び1.(2)①の検討会の助言を踏まえ、工事内容及び工事期間の調整等の環境保全措置を確実に実施し、クマタカの保全に十全を期すること。

イ 以下の(ア)及び(イ)の事後調査及び事後調査の結果を踏まえた追加的な環境保全措置について、1.(2)①の検討会の助言を踏まえ適切に実施すること。また、事後調査の結果、営巣及び繁殖の放棄、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働調整を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

(ア) イヌワシ及びクマタカをはじめとした鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。

(イ) 対象事業実施区域の周辺において、クマタカの営巣及び繁殖が確認されていることから、工事中及び稼働後のクマタカの繁殖状況及び行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。

ウ 稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 植物及び生態系に対する影響

本事業実施区域及びその周辺は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落)で特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠附近のブナ林」をはじめとしたブナを主体とする自然度の高い植生及びクマタカの採餌環境適合性及び営巣適地得点の高いエリアが広く分布している。また、11ペアのクマタカの生息が確認され、対象事業実施区域の概ね全域がクマタカのペアの行動圏と重複するような場所に位置し、なおかつこれらクマタカの繁殖成功率も高く、生態系として非常に価値が高い環境である。このため、慎重かつ丁寧な環境影響評価として適切な調査、予測及び評価を実施した上で、重要な植物群落及び生態系への影響を回避又は極力低減することが重要である。

また、本準備書において事業者が作成した現存植生図については、重要な植物群落及び生態系への影響を回避又は極力低減するために必要となる精度が確保されているとは言い難い。

このため、本事業の実施による重要な植物群落及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア ブナ群落が、本事業実施区域及びその周辺の生態系を構築する重要な構成要素になっていることに鑑み、既存の知見及び1.(2)の助言を踏まえ、群落の境界部などにおける踏査や植生調査、林冠木サイズ調査等をはじめとする、より正確な現存植生図を作成するための十分な追加調査を実施の上、改変を回避すべき重要な群落を特徴付ける適切な指標を選定すること。
- イ 風車敷、道路等について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、改変面積を最小化すること。また、土地の改変を最小限に抑えること等により、2.(2)アで選定した指標に基づき判断された重要な群落をはじめ、自然度の高い植生等が分布するエリアの改変を回避又は極力低減すること。